

平成 13 年 職員の給与に関する報告及び勧告の骨子

《本年の給与勧告のポイント》

公民較差 361 円 (0.08%) < 昨年 522 円 (0.12%) >
2 年連続の給料表の改定見送り
公民較差に見合った年額相当額を暫定的な一時金 (4,332 円) として支給
3 年連続の期末・勤勉手当の引下げ (0.05 月分) < 昨年 0.2 月分 >
市職員の平均年間給与は 3 年連続の減少 (約 1.7 万円 (0.2%))

1 職種別民間給与実態調査

市内の企業規模 100 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の 278 民間事業所のうちから、層化無作為抽出した 100 事業所を対象に、給与改定の有無にかかわらず、職種別に本年 4 月分として支払われた給与月額等を調査した。

2 公民較差

361 円 (0.08%) < 昨年 522 円 (0.12%) >

民間給与	市職員給与	較 差
437,602 円	437,251 円	351 円(0.08%)
4 月遡及改定の影響		10 円(0.00%)
合	計	361 円(0.08%)

3 給与改定

(1) 給料表

本年の市職員の給与と民間給与との較差及び人事院勧告の内容を考慮すると、本市においても給料表の改定は行わないことが適当である。

(2) 暫定的な一時金

人事院勧告の内容を踏まえ、民間給与との較差に見合った年額相当額を暫定的な一時金として支給することを検討すべきであるとする。

(3) 期末・勤勉手当

民間の特別給の支給割合が、市職員の期末・勤勉手当の支給割合を 0.05 月下回っており、期末・勤勉手当の支給割合について、人事院勧告を考慮して改定する必要がある。

民間特別給 (a)	市職員期末・勤勉手当 (b)	差 (a) - (b)
4.70 月	4.75 月	0.05 月

年間支給割合 4.75 月分から 4.7 月分に引下げ

(4) 初任給

民間の初任給と市職員の初任給との間に較差が認められるため、民間の初任給を考慮した見直しを図る必要がある。

(5) 実施時期

平成 13 年 4 月 1 日から実施すること。

4 その他

(1) 人事・給与制度改革

職員の能力・実績を適切に評価し、その結果を任用や給与に的確に反映し、人材育成に活用する新たな人事・給与制度の構築に向け、民間の状況や他都市の動向を参考にしながら、早急な取組を進める必要がある。

(2) 男女共同参画社会の実現

政策決定過程への女性の一層の参画の拡大に努め、女性の登用、職域の拡大及び能力開発について、より積極的な取組を展開する必要がある。

また、職業生活と家庭生活が容易に両立できるための環境整備の一環として、育児や家族の介護を行う職員の負担の軽減を図るため、本年の人事院勧告の趣旨を考慮した措置を講ずる必要がある。

(3) 職員の健康保持

社会状況の急激な変化に伴い、メンタルヘルスの問題を抱える職員が増加する傾向にあり、今後も、メンタルヘルスに関する理解と知識の普及に努め、その予防と早期発見に留意するとともに、心身ともに健康な職業生活を實現できる職場づくりを積極的に推進する必要がある。

また、職員の健康保持のためには、年次休暇の計画取得促進等様々な環境整備を図る必要がある。

(4) 公務運営

引き続き公務能率と市民サービスの一層の向上に向けて努力が必要である。

また、厳正な服務規律の維持と高い倫理観を保持して、職務に精励することを要望する。

【参考】

1 給与勧告に伴う市職員の平均給与月額

現行の給与月額	改定額	改定後の給与月額	平均年齢
437,251 円	361 円	437,612 円	40.8 歳

2 給与勧告に伴う市職員の平均年間給与

市職員の平均年間給与は3年連続の減少

現行の年間給与	改定後の年間給与	年間給与の減少額
7,318,000 円	7,301,000 円	17,000 円(0.2%)

3年間の合計 約 20.8 万円

〔平成12年 約 8.0 万円〕
〔平成11年 約 11.1 万円〕

3 市職員のモデル給与例

(単位：円)

			年 間 給 与			3年間の給与の減少額
			現 行	改定後	差	
吏員	25 歳	独身	3,868,000	3,861,000	7,000	112,000
主任	35 歳	配偶者, 子1	6,660,000	6,644,000	16,000	171,000
係長	40 歳	配偶者, 子2	7,713,000	7,693,000	20,000	200,000
副主幹	45 歳	配偶者, 子2	8,748,000	8,725,000	23,000	242,000
課長	50 歳	配偶者, 子2	11,374,000	11,343,000	31,000	342,000
部長	56 歳	配偶者	12,579,000	12,543,000	36,000	424,000
局長	58 歳	配偶者	13,629,000	13,589,000	40,000	463,000

4 給与勧告に伴う所要額(見込)

(1) 企業職を除いた場合 約 2億4,860 万円

3年間の合計 約 29億5,720 万円

〔平成12年 約 11億4,740 万円〕
〔平成11年 約 15億6,120 万円〕

(2) 企業職を含んだ場合 約 2億8,180 万円

3年間の合計 約 33億6,140 万円

〔平成12年 約 13億250 万円〕
〔平成11年 約 17億7,710 万円〕